

## 芦屋市職員定数条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者（市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項並びに芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第10号）第2条及び第3条の規定により採用された職員を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>(1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の各事務部局</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校、幼稚園及び学校以外の教育機関</p> <p>(3) <u>消防本部及び消防署</u></p> <p>(4) 水道事業の事務部局</p> <p>(5) 病院事業の事務部局</p> <p>2 (省略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>530人</u></p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 43人</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者（市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項並びに芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第10号）第2条及び第3条の規定により採用された職員を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>(1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の各事務部局</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校、幼稚園及び学校以外の教育機関</p> <p>(3) 消防署</p> <p>(4) 水道事業の事務部局</p> <p>(5) 病院事業の事務部局</p> <p>2 (省略)</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会の事務部局の職員 8人</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>496人</u></p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 43人</p>

改正案	現 行
<p>(4) 病院事業の事務部局の職員 <u>250人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>49人</u></p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>122人</u></p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 <u>48人</u></p> <p>イ その他の職員 <u>74人</u></p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 <u>115人</u></p> <p>(11) 合計 <u>1,129人</u></p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の事務部局内の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 <u>併任された職員（任命権者を異にする他の事務部局の職員で、その職にあるまま他の職に任命されたものをいう。）の他の職の数及び公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員数は、定数の外に置くものとする。</u></p>	<p>(4) 病院事業の事務部局の職員 <u>240人</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>44人</u></p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>132人</u></p> <p>ア 幼稚園の園長及び教員 <u>52人</u></p> <p>イ その他の職員 <u>80人</u></p> <p>(7) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(9) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(10) 消防職員 <u>95人</u></p> <p>(11) 合計 <u>1,070人</u></p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の事務部局内の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、他の任命権者と合議の上、職員を定数内において併任させることができる。</u></p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員は、定数の外に置くものとする。</p>